

# これが正解! 確定申告

ら配当金の10%を控除すること  
ができます。課税所得が330  
万円以下の所得税率は10%なの  
で、配当金に対する税金は控除  
分を差し引くと実質ゼロになっ  
て、源泉徴収されていた20%が  
戻ってきます。330万円超9  
00万円以下までの所得税率は  
20%で、このゾーンでも控除分  
の10%が還付されます。

しかし、課税所得が900万  
円超になると、所得税率は30%  
にアップし、配当金に対しても  
この数字が適用されます。控除  
を踏まえても、源泉徴収された  
ままの場合と税負担は変わらない  
結果になるのです。しかも、  
1000万円を超えると配当控  
除は5%に下がるため、そうな  
ると確定申告したほうが損する  
ことに! したがって、課税所  
得が900万円以下は申告、そ  
れ以上は源泉分離課税のままで  
いたほうが無難です。

## 中額配当は所得税の 減税×リットが大!

これに対し、中額配当は源泉  
分離課税では35%の税率が適用  
され、所得税率が30%で済むの  
は課税所得1800万円以下ま  
で、これ以上になると税率が40  
%にアップし、さらに3000  
万円超では最高税率の50%が適  
用されていたため、従来の分岐  
点は課税所得1800万円です。

た。しかし、99年分の所得税率  
は軽減措置(所得税法89、所得  
税等負担軽減措置法4)によっ  
て課税所得1800万円超は一  
律37%に抑えられています。  
つまり、中額配当なら所得の  
水準にかかわらず確定申告を選  
んだほうがトクということす。  
すでに配当受取時に源泉分離課  
税を選んでしまっている人はお  
気の毒ですが、申告分離課税を

選んだ人は右上の申告手順の欄  
に記した計算式で直ちに試算し  
てみましょう。なお、この税額  
控除は株式だけでなく、協同組  
合などへの出資金に対する配当  
にも適用されます。投資信託は  
原則として対象外で、分配金に  
対して一律20%が源泉徴収され  
た時点で納税が完了します。

一方、左のコラムでも触れた  
通り、株式の売却益(損)は申告  
分離課税方式に一本化されます  
が、経過措置で2001年3月  
までは従来通り、源泉分離課税  
も選択できます。源泉課税では  
損益にかかわらず売却代金から  
1・05%が差し引かれ、確定  
申告も不要。申告分離課税は確  
定申告を行なったうえで26%課  
税となるので、儲けが売却代金  
の4・03%以下だった場合の  
み有利に。もっとも、複数の銘柄

## 2001年4月より申告分離に一本化。 源泉分離のある間に売るのが得策?

99年度の税制改正で、株式等譲  
渡益の課税方法が2001年4月  
1日より申告分離課税に一本化さ  
れることが決定されました。現在  
上場株式などの譲渡(売却)所得課  
税は、源泉分離課税と申告分離課  
税のどちらかを選択できるよ  
うになっています。申告分離課税は1  
年間の売却の損益を計算して確定  
申告し、純利益の26%所得税20  
%、住民税6%を納税するとい  
うものです。一方、源泉分離課税  
は、売却のたびに売却額の1・0  
5%の所得税が徴収されて課税は  
終了します。

どちらにもメリット、デメリット



M. Murakoshi

「含み益の大きい投資家は、今年末の  
税制改正の道筋がどうなるかについて  
注視し続けることが大切」と平野氏

トはありますが、1つの株式売却  
で比べた場合、株式の値上がり率  
が取得時から約4%を超えたら  
申告分離課税より源泉分離課税の  
ほうが有利といわれています。ま  
た申告分離課税では、取得代金が  
不明の場合は売却代金の95%が利  
益と見なされます。したがって、  
申告分離課税一本化は実質的増税  
になり、取得代金のわからない株  
式はもちろん、含み益の大きな株  
式についても税負担の軽い源泉分  
離課税のあるうちに売却したほう  
がいい、という論が出てくるのも  
もったいなことだと思います。

### 株式市場の暴落説には 安易に乗せられるな。

ただし、一方で、減税になる  
のではないかと考えられる節もあり  
ます。というのは、証券会社から  
ら税務署に提出される支払調書は  
一定額以上の売却であることから、  
支払調書が提出されない売却に関  
しては、確定申告しなくても税務  
署から追及される可能性は低いと

いえます。したがって、源泉分離  
課税なら売却した段階で、確実に  
売却額の1・05%の税金を取ら  
れますが、申告分離課税では売却  
額によっては課税を免れる投資家  
層も出てくるわけです。こうなる  
と、税務当局にとっては税収減と  
いうことになります。

また、選択制から申告分離課税  
への一本化は、金融商品の総合課  
税化への流れの一環であり、総合  
課税自体は所得の少ない投資家に  
とっては減税につながるメリット  
もあると思われます。  
ただ、注意しなければならぬ  
のが、「申告分離課税一本化を嫌  
って売りが出て、株式市場が暴落  
する」という風説が流されること  
です。こうしたウワサの背景には  
いろいろな思惑があるのでしょう  
が、申告分離課税一本化は200  
1年4月以降ですから、今すぐに  
株式市場が暴落することなどあり  
えません。今の段階では慌てて動  
かず、税制の成り行きをじっくり  
見ておくことが大切です。

### 株式の売却損益にかかる税金の計算

売却代金	- ( 取得代金 + 委託手数料 )
プラスの場合	
源泉分離課税	= 売却代金 × 1.05%
申告分離課税	= 売却益 × 26%
マイナスの場合	
源泉分離課税	= 売却代金 × 1.05%
申告分離課税	= 同様に売却したほかの株式と損益通算できる。ただし、株式の利益と損益通算できるだけで、給与所得などほかの所得からは差し引けない。また、申告分離課税を選択していないとできない

いずれにしても、このままの内  
容で申告分離課税一本化に向かう  
のでは、投資家に不利な面が目立  
つことも確かです。2000年末  
の税制改正論議で、何らかの具体  
的な救済策が出されるかもしれな  
いし、あるいはそれ以前かもしれ  
ません。

(タクトコンサルティング・税理  
士 平野和俊)

申告の際の得するポイント  
配当金額で運用は大きく分かれる  
まずは、少額配当と中額配当のい  
ずれに該当するかを確認。少額で課税  
所得が900万円未満なら申告すべ  
き。中額の場合は、所得にかかわら  
ずとにかく試算してみよう。いずれ  
の所得水準でも源泉課税より有利に  
なるはずだが、あとは手続きの間に  
に還付額が見合うかどうかのコスト  
パフォーマンスで判断を!

株式配当の  
申告書の書き方は  
巻末にあります!